こども共和国ひまわり第２単位　防犯（不審者対応）マニュアル

1.　出入口

・ 玄関ドアおよび窓については原則として常時施錠する。
・ 玄関ドアおよび窓については、施錠時外側から開錠できないようにする。
・ 玄関ドアの鍵はマスターキーは使用せず、常勤職員のみが携帯するものとする。
・ 玄関ドアについては、二重扉と補助錠も併せて常時施錠する。
・ 行事その他で施設を開放する場合は、来所者に安全対策の注意事項をあらかじめあるいは来所時にパンフレット等で渡す。

2.　職員室

・ 職員室は施錠時、鍵を持った職員のみ外から開錠できる。

3.　施設周囲

・ 入り口付近は常に整理整頓し、見通しおよび避難経路を確保する。
・ 侵入時の足場になるような位置に物を置かない。

4.　第三者の識別方法

・ 職員、利用者、家族その他身元が判明している来訪者以外は、原則としてインターホンで対応する。
・ 日頃から第三者、不審者については、まず「何かご用ですか？」などの声がけを行うよう徹底する。

5.　事件発生時の対処法および役割分担

・ 隔離・通報を行う
１１０番通報　　暴力行為抑止と退去の説得
職員間で周知している合言葉やサインで異常事態であることを発信する
・入所者・職員の安全を守る
防御（暴力の抑止と被害拡大の防止）　　移動阻止　　利用者の掌握
避難誘導　　職員の役割分担および地域との連携
※職員は身柄確保は優先せず、警察到着までの時間稼ぎを優先する
・ 負傷者の確認および対応
速やかに１１９通報　　救急車到着までの応急手当　　被害者等の心のケアに着手
・ 事後対応への取組み
情報の整理・提供　　保護者への説明　　心のケア
施設の再開準備　　再発防止策の検討

6.　不審者の発見と退去までの具体的な注意事項

・ 原則として、不審者には２名で対応する。
・ あらかじめ定めたサインによって応援を求める。
・ 不審者を刺激しないようにする。
・ 不審者が逃げても追いかけない。